

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、地域の発展やライフスタイルの充実など、豊かな社会生活の実現に貢献することを企業経営の基本方針とし、当社の顧客のみならず一般消費者にとっても魅力的な商空間の創造及び提案を行っております。

なお、この基本方針のもと、安定的な経営基盤と株主重視の経営体制を確立することを通じて継続的に企業価値を高めていくことが企業経営の基本的使命であり、株主その他のステークホルダー(従業員や顧客など、当社をとりまくあらゆる利害関係者)の信頼と期待に応えそれらステークホルダーとの円滑な関係を構築していくことが、コーポレートガバナンスであり、企業経営の基本的使命遂行のための重要な経営課題であると認識しております。

当社では、上記認識のもと、第三者にとっても経営の透明性が高く、また、効率的かつ機動的な企業活動を図るべく、経営監督体制の充実、内部監査による内部統制状況の確認及び適時適切な開示体制の構築に努めております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-3】株主総会関連日程の適切な設定

当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置付け、株主様との建設的な対話の場として非常に貴重かつ重要な場であると認識しております。この認識のもと、招集通知の早期発送や集中日を避けた株主総会開催日の設定などに可能な限り努めております。

株主総会開催日については、より多くの株主様に株主総会に出席していただけるよう、交通アクセスなど利便性に優れ、十分な収容力のある会場で株主総会を開催することとしておりますが、株主総会開催日の分散化が進み、他社による向こう数年間の予約がなされており、株主様がアクセスしやすく収容力のある別会場の確保は困難な状況であります。

現時点おきましては、引き続き集中日の開催となることが濃厚な状況ではありますが、株主様との建設的な対話の更なる充実を図るべく、中長期的には上述の理由を解消させる方向で取り組んでまいります。

【補充原則1-2-4】【補充原則3-1-2】議決権の電子行使を可能とする環境作りや合理的な範囲での英語での情報開示・提供

現時点におきましては、当社の株主構成を勘案し、全株主に対する外国法人等の比率は1.0%未満であることから議決権の電子行使や招集通知の英訳は行っておりません。

今後において株主構成の変動が生じた場合には、機関投資家や海外投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備、招集通知の英訳や英文による情報提供の実施を、必要に応じて検討し対応してまいります。

【補充原則4-2-1】中長期的な業績連動報酬の割合や現金報酬と自社株報酬との割合設定

当社は、株主様からの受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に尽力する気風や自覚の醸成を図る方針のもと、取締役の報酬は持続的な成長と中長期的な企業価値向上へのモチベーションの高まりを促すような設定とすることとしております。

なお、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を設定しておりませんが、現行の報酬体系のもとにおいても中長期的な企業価値の向上に尽力すると気風や自覚の醸成は十分に図られていると認識しております。

【補充原則4-10-1】独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合の諮問委員会の設置等の対応

当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成を行っており、また独立社外取締役より独立的かつ客観的な立場からの忌憚ない意見具申や助言を促しこれを受入れております。

したがって、取締役会および監査等委員会は、取締役の指名・報酬などの特に重要な事項の検討や決定に関してその機能の独立性・客観性の確保および説明責任は果たすることができる構成となっていると認識しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、中長期的な企業価値向上のための施策の一環として、営業取引先や金融機関などの取引関係の維持や強化を目的に、政策保有株式として上場株式を保有する方針であります。

政策保有株式については、その取得や処分などに際しては関連する管掌取締役が経済的合理性などの検証を行い取締役会あるいは稟議に諮っております。また、保有の合理性などについて適宜、関連する管掌取締役がそのリターンとリスクなどを踏まえ中長期的な観点から検証を行い、必要に応じて取締役会あるいは経営会議に報告し審議しております。

なお、政策保有株式に係る議決権行使については、当社の保有方針の適合性や投資先企業の中長期的な企業価値の向上といった観点を基準とし、行使についての判断を行っております。

これらについて、監査等委員会は、必要があると認められた場合、取締役会または関連する管掌取締役に対して意見や提言を行なうこととしております。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は、当社および関係会社における関連当事者間の取引について、当社および関係会社のすべての関連当事者の把握、関連当事者間の取引の有無の把握、関連当事者との取引の事前審議・承認や実際の取引後の内容確認などの方法や手続きを定めた社内マニュアルを定めており、取締役会および監査等委員会は当該取引を監視、検証を実施し、適切な監視体制を整備しております。

1. 当社および関係会社のすべての取締役、監査役とその近親者ならびにこれらの者が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、当社取締役会での審議・決議事項と定めております。

2. 当社および関係会社のすべての取締役、監査役より、四半期ごとに関連当事者の一覧と当該関連当事者との取引に関する回答票を受け、回答内容について確認を行っております。なお、重要な事実が発見された場合には、速やかに当社取締役会に報告することとしております。
3. すべての関連当事者間の取引については、社内マニュアルに定める方法により当社取締役会や稟議などで事前の取引可否の審議、決議をし、実際の取引後にその内容が事前承認の内容と相違していないか確認をしております。
- また、会社法および金融商品取引法などの定めに従い開示すべき関連当事者間の取引については、株主総会招集通知や有価証券報告書などで開示しております。

「有価証券報告書」<http://www.luckland.co.jp/ir/financial.html>

「株主総会招集通知」<http://www.luckland.co.jp/ir/meeting.html>

【原則3-1-(i)(ii) 情報開示の充実

( ) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

( ) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、経営理念等や経営戦略・経営計画、及びコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を、当社ホームページに開示し、積極的な情報発信を行っております。

( ) 経営理念等・経営戦略、中期経営計画

「ミッション・企業ビジョン」<http://www.luckland.co.jp/company/vision.html>

「決算説明会資料」<http://www.luckland.co.jp/ir/material.html>

( ) コーポレートガバナンスの基本的な考え方、基本方針を開示しております。

「コーポレートガバナンス・コードに対する当社の取組み」<http://www.luckland.co.jp/ir/governance.html>

【原則3-1-(iii) 情報開示の充実

( ) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、株主様からの受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に尽力する気風や自覚の醸成を図る方針もと、取締役の報酬は持続的な成長と中長期的な企業価値向上へのモチベーションの高まりを促すような設定とすることとしております。

監査等委員以外の取締役の報酬については、株主総会の決議により決定した報酬限度額 月額30,000千円(使用人兼務取締役の使用人分給与は除く)以内において、各取締役の責任範囲の大きさや業績等を勘案して、取締役会の決議において決定しております。なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬について、必要があると認めるときは株主総会において意見を述べます。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により決定した報酬限度額 月額3,000千円以内において、職務分担等を勘案して、監査等委員である取締役の協議に基づき決定しております。

なお、コーポレートガバナンスに関する報告書、有価証券報告書および株主総会招集通知にて、取締役の報酬等の決定に関する方針を開示しております。

「有価証券報告書」<http://www.luckland.co.jp/ir/financial.html>

「株主総会招集通知」<http://www.luckland.co.jp/ir/meeting.html>

【原則3-1-(iv) 情報開示の充実

( ) 取締役会が経営陣幹部の選任と監査等委員以外の取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社取締役会は、株主様に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現すべく、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役の構成は、次の基本方針によっております。

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)の構成の基本方針】

当社グループの企業経営に必要な専門分野に精通した人物をバランス良く網羅的に配置し、経営判断の機動性と専門性の確保を可能とする構成とすることを基本としております。

【監査等委員である取締役の構成の基本方針】

監査等委員以外の取締役や取締役会の監督やコーポレートガバナンス体制の強化などの役割・責務を遂行するための適性や独立性・公平性を備えた人物による構成とすることを基本方針としております。なお、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任することとしております。

また、社外取締役については、金融商品取引法が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役の独立性をその実質面において担保するため、当該社外取締役が経営陣から著しいコントロールを受ける者でないこと、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者でないこと等を確認する「社外取締役の独立性判断基準」を設け、その独立性を確認しております。

なお、取締役会による取締役候補者の選定や、監査等委員会が監査等委員以外の取締役候補者の選定に関する意見の決定を行うにあたり基準とする「取締役の選定方針・手続」および「社外取締役の独立性判断基準」を策定し、当社ホームページに開示しております。

「取締役の選定方針・手続」<http://www.luckland.co.jp/ir/governance.html>

「社外取締役の独立性判断基準」<http://www.luckland.co.jp/ir/governance.html>

【原則3-1-(v) 情報開示の充実

( ) 取締役会が上記( )を踏まえて経営陣幹部の選任と監査等委員以外の取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社取締役会が選任したすべての取締役候補者は、「取締役の選定方針・手続」に基づく選定基準を満たしております。

監査等委員以外の取締役候補者は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に貢献するための資質やバックグラウンドを兼ね備える人物を、専門性に応じバランス良く選定しております。また、監査等委員である取締役候補者は、その役割・責務を遂行できる適性や独立性・公平性を兼ね備える人物を選定しております。

各取締役の選任理由は、株主総会招集通知に開示しております。

「株主総会招集通知」<http://www.luckland.co.jp/ir/meeting.html>

#### 【補充原則4-1-1】取締役会の決議事項と委任の範囲

当社は、取締役会の決議事項として、法令ならびに定款において定める事項のほか、取締役会規則において取締役会決議事項を定めて運用しております。

また、業務執行の機動性の確保や経営効率の向上を目的に、法令、定款および取締役会規則に定める決議事項以外で取締役にその決定を委任する事項については、職務権限規程などにおいて決裁事項や手続を定めて運用しております。

なお、平成28年3月30日開催の定時株主総会において定款一部変更（新設 第26条（重要な業務執行の決定の委任））が可決承認され、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができます。

#### 【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用（3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える場合の取組み方針）

当社は、独立社外取締役を2名以上選任することを基本としており、独立社外取締役候補者の選定にあたっては独自の「社外取締役の独立性判断基準」を設け、当該基準をもとに慎重にその適性と独立性の双方を確認しております。

なお、当社をとりまく様々な環境等を総合的に勘案し、現時点においては3名の独立社外取締役を選任しております。

なお、「社外取締役の独立性判断基準」は当社ホームページに開示しております。

「社外取締役の独立性判断基準」<http://www.luckland.co.jp/ir/governance.html>

#### 【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたって、一般株主保護の観点から当該候補者の実質的な独立性の担保するため「社外取締役の独立性判断基準」を設け、当該基準をもとに十分な確認と検討を行っております。

さらに、「取締役の選定方針・手続」を設け、当該方針・手続に基づき中長期的な企業価値向上への貢献など期待する役割に相応しい資質や適性を備えた人物の選定に努めております。

なお、「社外取締役の独立性判断基準」及び「取締役の選定方針・手続」は、当社ホームページに開示しております。

「取締役の選定方針・手続」<http://www.luckland.co.jp/ir/governance.html>

「社外取締役の独立性判断基準」<http://www.luckland.co.jp/ir/governance.html>

#### 【補充原則4-11-1】取締役会のメンバーのバランス、多様性および規模に関する考え方と取締役の選任に関する方針・手続

当社は、取締役会を最適な構成とすべく監査等委員以外の取締役候補者に関しては、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に貢献するための資質やバックグラウンドを兼ね備える人物を、専門性に応じバランス良く選定することとしております。また、監査等委員会を最適な構成とすべく監査等委員である取締役候補者に関しては、その役割・責務を遂行するための適性や独立性、公平性などを兼ね備える人物を選定することとしております。

具体的には、それぞれの取締役候補者の選定にあたっては「取締役の選定方針・手続」を設け当該方針・手続に基づき適格な候補者を選定し、さらに独立社外取締役候補者の選定にあたっては「社外取締役の独立性判断基準」に基づきその独立性を確認のうえ、取締役会および監査等委員会において十分な審議を経て決定し、株主総会に付議することとしております。

なお、「社外取締役の独立性判断基準」及び「取締役の選定方針・手続」は、当社ホームページに開示しております。

「取締役の選定方針・手続」<http://www.luckland.co.jp/ir/governance.html>

「社外取締役の独立性判断基準」<http://www.luckland.co.jp/ir/governance.html>

#### 【補充原則4-11-2】取締役の兼任状況

当社は、取締役の他社での兼任状況について、株主総会招集通知および有価証券報告書において、開示しております。

「有価証券報告書」<http://www.luckland.co.jp/ir/financial.html>

「株主総会招集通知」<http://www.luckland.co.jp/ir/meeting.html>

#### 【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要

当社は、平成28年3月30日付で監査等委員会設置会社へ移行しており、平成28年度より毎期末（毎年12月末）を基準として、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う方針としております。

当該方針に基づき、平成28年度の実効性評価を実施いたしました。その結果の概要は、次のとおりであります。

##### 1. 評価の方法

###### (1) 取締役（監査等委員を含む）の全員を対象としたアンケートの実施

平成28年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）に開催した取締役会を対象として、平成29年1月から2月にかけて「実効性評価のための取締役会アンケート」を実施いたしました。

###### (2) 「実効性評価のための取締役会アンケート」の結果を受けてのディスカッションの実施

平成29年3月度の定例取締役会において、上記(1)の「実効性評価のための取締役会アンケート」の集計結果を受け、ディスカッションを実施し、平成29年5月度の定例取締役会において、アンケート集計結果で、特に、4ポイント以下の2項目について議論を深めました。

##### 2. 分析・評価結果の概要

「実効性評価のための取締役会アンケート」及び当該アンケートの集計結果を受けての「ディスカッション」を通して、以下の観点から、当社取締役会はその役割を果し有効に機能していることから、取締役会の実効性は相応に確保されているものと判断いたしました。

##### 3. 今後の取組み、対応

当社取締役会は、平成28年度取締役会の実効性評価の分析・評価結果を踏まえ、上記の課題に取り組み、引き続き取締役会の議事運営等の一層の充実を図ることを通じて、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

#### 【補充原則4-14-2】取締役に対するトレーニングの方針

当社は、社内外を問わず取締役および執行役員（従業員資格）の全員に対して、重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすためのトレーニングを、以下のとおり実施しております。

〔新任取締役に対するトレーニング〕

1. 就任時に、会社法関連法令やコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスなどに関し、必要に応じて外部の専門家を講師に迎え、研修会を

必要に応じて実施しております。

2. 就任時に、代表取締役社長をはじめ取締役や執行役員による当社グループの事業、組織および経営成績、財政状態ならびに経営計画、経営戦略、経営課題などのテーマ別の説明を実施しております。

〔新任取締役を含むすべての取締役に対するトレーニング〕

1. 法改正やコーポレート・ガバナンス、経営課題などに関する研修を、継続的に適宜、実施しております。なお、研修テーマの内容に応じて外部専門家を活用しております。
2. 当社の費用において、求められる役割や責務を十分に理解し必要な知識の取得のための外部専門セミナーなどへの積極的な参加を奨励しております。

#### 〔原則5-1〕株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主様との建設的な対話(面談)が持続的な成長と中長期的な企業価値向上に繋がるとの認識のもと、株主様より対話(面談)の申込みをいただいた場合、合理的な範囲で前向き対応する方針であります。

この方針のもと、以下の体制の整備や取組みを行っております。

1. 株主様の主な関心事項を踏まえ、合理的な範囲において、取締役または執行役員のうち適任者が対話(面談)を行うことを基本とします。
2. 管理本部総務部を株主様との対話に関する事務局とし、関係部門などと協力・連携を行いながら迅速かつ的確な対応に尽力いたします。なお、取締役管理本部長は、株主様への対応状況が適切が適宜確認し、改善点などを発見した場合は速やかに対処いたします。
3. 代表取締役社長が説明を行う株主様向け決算説明会を年2回開催し、当該説明会において、中期目標数値(売上高、経常利益、当期純利益、株主資本利益率(ROE)、総資産利益率(ROA))を公表し、目標達成に向けた具体的な戦略や取組みを説明するとともに、決算説明会資料を当社ホームページにて開示いたします。  
「決算説明会資料」<http://www.luckland.co.jp/ir/material.html>
4. 株主様から頂戴した独立的かつ客観的な視点からのご意見・ご要望は、取締役会、監査等委員会および経営会議に報告し、取締役および執行役員の間で共有し、適切かつ効果的な活用に努めます。
5. インサイダー情報(未公表の重要な内部情報)の外部漏洩を防止するため、内部者取引管理規程を定め、情報管理を厳守徹底いたします。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エイ・クリエイツ	1,517,900	19.88
福島工業株式会社	670,400	8.78
ラックランド社員持株会	421,920	5.47
株式会社Olympicグループ	274,000	3.59
三菱電機株式会社	220,000	2.88
株式会社ニュー・クイック	163,600	2.14
菱電商事株式会社	154,400	2.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	152,600	2.00
株式会社共立メンテナンス	121,700	1.59
日成ビルド工業株式会社	95,700	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
刈田 光宜	他の会社の出身者													
中山 礼子	他の会社の出身者													
山崎 好和	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
刈田 光宜			特記すべき事項はありません。	刈田光宜氏は、平成6年に当社社外監査役に就任以降、現在に至るまで、長年の会社経営での豊富な知識や経験に基づき、企業リスク対応や内部統制等について助言・提言をし、当社のコンプライアンス・リスク管理体制等の強化に寄与いたしました。よって、有用な助言・提案をいただき当社の経営に活用できるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。また、同氏について「社外取締役の独立性判断基準」に則りその独立性が確保されていることを確認いたしましたので、同氏を東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



中山 礼子		特記すべき事項はありません。	中山礼子氏は、平成27年に当社社外取締役として就任し、当社グループのガバナンスの一層の強化に向け、証券会社の引受部長や事業会社の管理管掌役員としての経験を踏まえた豊富な見識に基づく有用な助言・提案を行っていただきました。今後においても、有用な助言・提案をいただき当社の経営に活用できるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。また、同氏について「社外取締役の独立性判断基準」に則りその独立性が確保されていることを確認いたしましたので、同氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
山崎 好和		特記すべき事項はありません。	山崎好和氏は、上場企業である株式会社ヤマザキなどの経営陣として長年にわたり経営に携わってきた実績と経験に裏づけられた豊かかつ幅広い知識や見識を有しており、当社の経営の監督や経営戦略の実現など企業価値の一層の向上に資する有意義かつ忌憚らない意見具申や助言・提案を行っていただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。また、同氏について「社外取締役の独立性判断基準」に則りその独立性が確保されていることを確認いたしましたので、同氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

管理本部総務部が監査等委員会事務局となり、また監査等委員会の職務を補助する従業員(監査等委員会スタッフ)を兼務の形で配置いたします。なお、当該従業員は監査等委員会スタッフ業務に関して、監査等委員会の指揮命令下に置き、指示の実効性を確保します。

また、取締役会は、当該従業員の人事について任命、異動、評価、賃金等の問題を含め、監査等委員会と事前に協議を行い同意を得た上で決定するものとし、取締役会からの独立性を確保します。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、代表取締役社長が専従の内部監査人(内部監査責任者1名)を任命し、内部監査人が監査業務の補助者を任命することができる体制としております。具体的には、年間の内部監査計画に基づき本社及び各支店・営業所並びに連結子会社の内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告した上で、被監査部門への監査結果通知並びに改善指示を行い、改善状況についての調査・確認により、内部監査の実効性を確保しております。

また、内部監査、監査等委員会監査、会計監査の相互連携につきましては、監査等委員会は定期的に内部監査室に対し報告を求め、特定事項の調査を依頼するなど緊密な連携を維持し、内部監査人とともに会計監査人の監査結果報告を受けるほか、会計監査人との意見交換を行うなど、適宜、三者会合を開催し相互連携を図っております。なお、当会合には必要に応じ、本社の各部門及び支店・営業所並びに連結子会社の責任者が出席し、監査部門等から提言を受けております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

## 【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する貢献意識や士気を一層高めることを目的としてストックオプション制度を採用しております。  
なお、取締役(監査等委員である取締役を除く)へのストックオプション付与総額については、今後における企業経営への貢献度・期待度を重点とし、会社の将来性・成長性や過年度実績等を加味したうえで、総合的に判断し決定しております。  
また、個人別の付与額については、各取締役(監査等委員である取締役を除く)の職責及び企業価値・株主価値の向上への貢献度・期待度等を包括的に考慮し、各々の付与額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社は、ストックオプションの付与を、株主様からの受託者責任を踏まえた、中長期的な企業価値の向上に尽力するとの気風や自覚の醸成を一層促すための手段の一つと位置づけております。  
この認識のもと、取締役(監査等委員である取締役を除く)をストックオプション付与対象者としております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役報酬の総額及び社外取締役報酬の総額を株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示しております。なお、この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主様からの受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に尽力する気風や自覚の醸成を図る方針もと、取締役の報酬は持続的な成長と中長期的な企業価値向上へのモチベーションの高まりを促すような設定とすることとしております。  
監査等委員以外の取締役の報酬については、株主総会の決議により決定した報酬限度額 月額30,000千円(使用人兼務取締役の使用人分給与は除く)以内において、各取締役の責任範囲の大きさや業績等を勘案して、取締役会の決議において決定しております。なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬について、必要があると認めたときは株主総会において意見を述べます。  
監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により決定した報酬限度額 月額3,000千円以内において、職務分担等を勘案して、監査等委員である取締役の協議に基づき決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

当社は、下記のとおり社外取締役のサポート体制の整備に努めております。

- (1) 社外取締役と、取締役や執行役員(従業員資格)などとの連絡・調整の窓口かつ事務局として、管理本部総務部がその任に当たり、社外取締役の要請に応じ、取締役や執行役員(従業員資格)などとの連絡・調整などを行い、高度な情報収集かつ迅速な提供に努め、効率的かつ実効的な連携体制を整備しております。
- (2) 取締役会及び経営会議において、取締役及び執行役員(従業員資格)は、社外取締役に随時、担当する業務の執行状況の報告をしております。なお、その際には事前に報告事項に関する資料の配布及び説明を実施しております。
- (3) 取締役の職務の執行に係る文書につき、社外取締役からの閲覧要請に速やかに対応できる体制を整備しております。
- (4) 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかに社外取締役に報告しております。
- (5) 取締役及び従業員は、社外取締役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)



当社における、企業統治の体制として、取締役会、監査等委員会及び経営会議を毎月1回以上開催し、緊密な連絡・協議を行うことによって、変化の激しい経営環境に迅速に対処し、合理的な意思決定を行うようにしております。また監査等委員会は、取締役会の監査機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化と充実を図るべく、その役割・責務を適切に遂行しております。それぞれの機関の業務執行及び監督機能、監査機能は次のとおりであります。

#### イ 取締役会

当社は、取締役9名(監査等委員である取締役4名を含む)で構成する定例取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役間の緊密な情報伝達、意思疎通を行うと同時に、取締役相互の業務執行状況を管理監督しております。また、経営の基本方針に基づく重要事項を協議し、全般的統制を図っております。なお、当社は取締役(監査等委員である取締役を除く)の定数を10名以内、監査等委員である取締役の定数を5名以内とする旨を定款で定めております。

#### ロ 監査等委員会

当社は監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成する監査等委員会を原則として毎月1回開催しております。なお、監査等委員である取締役は取締役会をはじめ社内的重要会議に積極的に出席するなど、取締役(監査委員である取締役を除く)の業務執行に対する監査を実施しております。

#### ハ 経営会議

当社は取締役(監査等委員である取締役を含む)及び取締役会で選任された執行役員3名で構成する経営会議を開催し、活発な議論を行うことにより、迅速かつ合理的な意思決定を行うようにしております。また、必要に応じて連結子会社の役員に経営会議への出席を求め、意見交換や情報共有等を行っております。

#### ニ 内部監査室

内部監査室は、内部監査を担う部署として、代表取締役社長直轄の独立組織として、社内における一切の業務活動及び諸制度が、適正かつ合理的に遂行されているかを確認し、内部牽制の充実を図っております。

#### ホ コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、当社代表取締役社長を委員長とし、当社及び連結子会社の取締役などで構成するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制やリスク発生の未然の対策、迅速な対処、再発防止策の策定などのリスク管理体制の強化を図っております。

#### ヘ 弁護士・監査法人等

法令遵守等コンプライアンス体制を充実させるため、法律事務所と顧問契約を締結し、専門的な立場に基づくアドバイスを適宜受けております。また、会計的側面においては、会計監査人から必要に応じて適切なアドバイス及び定期的な会計監査を受けられる環境を整備しております。

当社は、リスク管理体制として、取締役会の管理監督機能、監査等委員会の監督・監査機能及び内部監査室の内部監査機能並びにコンプライアンス・リスク管理委員会のコンプライアンス・リスク管理機能を充実させることにより、業務運営に係るすべてのリスクについて適切に管理・対応できる体制を構築しております。なお、重要な法的課題やコンプライアンスに関する事象については外部の顧問弁護士に、重要な会計的課題に関する事象については会計監査人に相談し、適宜適切なアドバイスを受けております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、安定的な経営基盤と株主重視の経営体制を確立するうえで、コーポレート・ガバナンスの充実は極めて重要な経営課題と認識しております。

この認識のもと、監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役会によるモニタリング機能の強化、取締役会が取締役に一定の重要な業務執行の決定を委任することによる意思決定の迅速化などの実現に向け、柔軟な機関設計を可能とする監査等委員会設置会社を選択し、経営の透明性と客観性の確保に努めております。

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役の独立性をその実質面において担保するため、当該社外取締役が経営陣から著しいコントロールを受け得る者でないこと、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者でないこと等を確認する社外取締役を選任するための独立性に関する基準である「社外取締役の独立性判断基準」( )を定めており、社外取締役3名全員を当該独立取締役に指定し、届出をしております。

( )同基準は、当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.luckland.co.jp/ir/governance.html>

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	招集通知の発送日を3月7日として、総会開催日3月29日より21日前の早期発送に努め、又発送日より1日前に、東証Webサイトへの掲載も行いました。なお、株主総会時の事業報告などを、ビジュアル化し、株主様がより理解しやすい会の運営を行うことで、株主総会の活性化を図っております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的に説明会を実施して経営状況等を説明し、質疑応答をしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的に説明会を実施して経営状況等を説明し、質疑応答をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の決算情報及び決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書または四半期報告書、ならびに決算説明会資料などを、発表後、速やかに当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 管理本部総務部 担当役員: 取締役管理本部長 鈴木健太郎	
その他	決算発表後、株主向けの決算説明会を年2回実施し、決算情報等を説明しております。また、株主向けに年2回株主通信を発行しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のためには、様々なステークホルダーの信頼と期待に応え円滑な関係を構築し適切な協働に努めることを通じて、リソース(経営資源)の提供や貢献をいただくことが必要不可欠であると認識しております。この認識のもと、様々なステークホルダーとの協働の実現のためその権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化や風土の醸成に向け、当社および関係会社の全役員・従業員が従うべき行動基準である「ラックランドクレド(信条)」そして「コンプライアンス基本方針及び企業憲章」「コンプライアンス・マニュアル」を定め日々の意識の浸透に努めるとともに、毎年2回(夏・冬)に当社および関係会社の全役員・従業員が参加する社員大会において当社代表取締役社長を中心に啓蒙を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	低炭素化社会に向けた商空間創りを実現するための製品を開発・販売し、省エネ・CO2削減に積極的に貢献しております。また、東日本大震災での被災地の復興支援の一環として、食品加工工場等の再建支援や、株主優待制度導入により、東北の地域物産を株主の皆様へ提供させて頂いております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社および関係会社の全役員・従業員が従うべき行動基準である「ラックランドクレド(信条)」そして「コンプライアンス基本方針及び企業憲章」「コンプライアンス・マニュアル」において、企業情報の公平、透明かつ適時適切な開示を行うことを定めております。

## その他

### 【情報開示】

株主その他のステークホルダーが公平かつ容易に情報にアクセスできる機会(当社ホームページ等による情報発信)の確保に取り組んでおります。

### 【女性の活用】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、女性が活躍できる社内体制の形成が必要であると認識しております。

この認識のもと、新卒・中途採用を問わず女性を積極的に採用し、多様な分野での活躍を促進するためのキャリア形成支援や、長期的な勤続を可能とする子育てや介護の支援制度(育児休暇・時短勤務体制・SOHO制度など)の導入を行っております。

また、中長期的に課長職以上の女性の割合を高めていくなど、女性の活躍促進への社内意識の浸透をはかり、女性が長期的に働きたい、働くことができると実感できる職場づくりに取り組んでまいります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、株主様からの受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に努めております。そのうえで内部統制システムの構築は重要であるとの認識のもと、以下の取組みを行ってまいりました。

1. 事業活動倫理を尊重する企業文化や風土の醸成に向け、当社及び関係会社の全役員・従業員が従うべき行動基準である「ラックランドクレド(信条)」そして「コンプライアンス基本方針及び企業憲章」「コンプライアンス・マニュアル」を定め、日々の意識の浸透に努めるとともに、毎年2回(夏・冬)に当社および関係会社の全役員・従業員が参加する社員大会において当社代表取締役社長を中心に啓蒙を行っております。
2. 当社及び子会社の横断的なコンプライアンス体制の強化を図るため、「コンプライアンス・リスク管理規程」を制定し、当社の代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を発足しております。当該委員会は定期的に開催しており、委員長からの訓示をはじめ各委員からの概要報告や意見交換等を行っております。なお、当事業年度において、対象となる事案の発生はございませんでした。
3. 重要情報が適切に提供される体制を確保すべく、内部監査室長を通報受付者とする内部通報窓口を社内を設置し、「内部通報制度運用規程」に通報者と調査協力者を保護するため条項を設けるとともに、内部通報者などの不利益取扱いなどを禁ずる重要通達「内部通報者の保護について」を社内ホームページなどに掲載し、当社および関係会社における社内周知の徹底を図っております。なお、当事業年度において、重要情報の通報等を受けた実績はございません。
4. 内部統制システムの運用状況について、内部監査室、監査等委員会及び会計監査人が監査を通じて確認しております。その結果については、定期的に会合を設け三者間で情報共有と意見交換を行うとともに、社長及び必要に応じて取締役会に報告を行う体制としております。なお、当事業年度において、内部統制システムの運用状況についての不備は発見されておられません。

以下、当社が会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき定めた、当社及び子会社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための「内部統制システム構築の基本方針」は、次のとおりであります。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、社会の一員である法人企業として、法令遵守及び倫理維持(コンプライアンス)の徹底は、存続上、極めて重要な経営課題と認識しており、すべての取締役及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。  
1) 当社及び子会社の取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「ラックランドクレド(信条)」を定め、すべての役員及び従業員がそれを常時携帯しその精神を浸透させることにより、透明な企業風土の構築に努めております。
    - ・私たちは、顧客から尊敬される会社でありたいと思っています。
    - ・私たちは、けじめを重視します。
    - ・私たちは、嘘や隠し事が嫌いです。
    - ・私たちは、ずるい人が嫌いです。
    - ・私たちは、ルールを遵守します。(「ラックランドクレド(信条)」より抜粋)
  - 2) これらの体制を監視し、見直し、改善することを目的に、コンプライアンス・リスク管理規程を制定し、当社の代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を通じ、横断的なコンプライアンス体制の強化に努めます。
  - 3) 当社及び子会社のコンプライアンスに関する通報・相談窓口として当社の社長直轄の内部監査室を設置し、その任に当たっては通報(相談)者の保護の徹底を図ります。なお、通報(相談)の内容に応じて、社内外の機関(顧問弁護士、公認会計士、監査等委員会、管理本部長等)と協議して適切な対応を図ります。
  - 4) 内部監査室は、定期的に実施する内部監査を通じて、当社及び子会社における業務活動及び諸制度(社内規程等)が適法かつ適正妥当に遂行されているかを監査し、監査結果を当社代表取締役社長へ報告したうえで、当社の被監査部門及び子会社の代表取締役への監査結果通知、並びに対策・改善指示を行い、対策・改善状況についての調査・確認によりコンプライアンス体制の強化を図ります。なお、コンプライアンス・リスク管理委員長たる当社代表取締役社長は、監査結果が重要であると判断した場合は、コンプライアンス・リスク管理委員会を招集し速やかに対処し、再発防止策を策定します。
  - 5) 監査等委員会は、上記4)の内部監査室による監査結果や対策・改善状況等及びコンプライアンス・リスク管理委員会による再発防止策等について報告を受け、必要に応じて、具体的な指示や助言を行いません。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制  
1) 当社及び子会社の取締役は、その職務の執行に係る以下の文書その他の重要な情報を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存及び管理を行います。
    - a. 株主総会議事録と関連資料
    - b. 取締役会議事録と関連資料
    - c. 取締役が主催するその他の重要な社内会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料
    - d. 取締役あるいは執行役員(従業員資格)を仲裁者とする決裁書類及び付属書類
    - e. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
  - 2) 子会社の取締役は、関係会社管理規程の定めに基づき、職務執行に係る事項等を報告し、必要に応じて子会社における取締役会議事録等の写しを当社に提出します。
  - 3) 上記1)の文書に係る保存及び管理の責任者として、当社は管理本部長、子会社は代表取締役を任命します。当社及び子会社の各責任者は、これらの文書を法令及び文書取扱規程等に基づき定められた期間保管するとともに、当社の取締役及び監査等委員である取締役からの閲覧要請に速やかに対応できる体制を整備します。
- (3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社及び子会社は、様々な損失の危険(リスク)に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前での適切な対応策の準備等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を図ります。  
1) これらの体制を監視し、見直し、改善することを目的に、コンプライアンス・リスク管理規程を制定し、事業上のリスク管理体制を定め、常時リスクに対する意識の向上に努めます。
  - 2) 当社の代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社の社内外で想定される潜在リスクを整理し、未然の対策を推進し、当社及び子会社の一層のリスク管理体制の強化を図ります。



3)当社の内部監査室は、定期的を実施する内部監査を通じて、当社及び子会社におけるリスクの管理状況を監査し、調査結果あるいは監査結果を当社代表取締役社長に報告したうえで、当社は被監査部門へ、子会社は代表取締役へ監査結果通知並びに対策・改善指示を行い、対策・改善状況についての調査・確認によりリスク管理体制の強化を図ります。なお、当社代表取締役たるコンプライアンス・リスク管理委員長は調査結果あるいは監査結果が重要であると判断した場合は、当社の取締役会及び監査等委員会に報告をし、その内容に応じて顧問弁護士、公認会計士等と協議して適切な対応を図ります。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役は、グループの経営基本方針に基づき策定した連結中期経営計画及び連結中期経営計画の達成のために行動し、各社の管掌部門が当初の予定どおりに進捗しているか確認をし、取締役会等の重要な社内会議に報告をします。

なお、その職務の執行に関しては、職務権限規程、業務分掌規程や関係会社管理規程等に基づき権限の委譲を行っております。さらに、取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には事前に議題に関する十分な資料を全役員に配布される体制を整備します。

(5) 当社及び関係会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

1)原則として、当社の役職員が関係会社の取締役もしくは監査役として就任し、関係会社における業務の適正性を監視できる体制を整備します。

2)関係会社の事業の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定め、当該規程に則り関係会社の取締役等は、関係会社の業務及び取締役等の職務の執行状況を定期的に当社の取締役会等へ報告をします。

3)当社企業グループのコンプライアンス及びリスク管理体制を確立し適切に運用することを目的としてコンプライアンス・リスク管理規程を定め、当該規程に則り当社代表取締役社長を委員長とし関係会社の役員を実施責任者としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社企業グループの横断的なコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備を図ります。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携が保持される体制を整備し、職務執行の効率性及び実効性を高めます。

また、監査等委員会は必要に応じて、取締役会にその職務を補助すべき従業員を置くことを要請することができ、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、速やかに必要な人員を配置します。なお、当該従業員は監査等委員会スタッフ業務に関して監査等委員会の指揮命令下に置くものとします。その場合、取締役会は、当該従業員の人事について任命、異動、評価、賃金等の問題も含め、監査等委員会と事前に協議を行い同意を得た上で決定するものとし、取締役会からの独立性を確保します。

(7) 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員が監査等委員会に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

1)原則として、監査等委員は重要な社内会議に出席します。当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び執行役員(従業員資格)は、取締役会等の重要な社内会議において担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、会社の重要事項については監査等委員会に都度速やかに報告を行います。

2)当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や重大な違反行為を発見したとき、速やかに当社の監査等委員会に報告します。

3)当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員は、監査等委員会の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行います。

4)内部通報制度運用規程を制定し、当社の内部監査室長を受付者とする当社及び子会社の共通の内部通報窓口を設置し、適切な運用管理を通じ、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への迅速な報告体制を整備します。

5)子会社の取締役及び従業員は、上記4)の内部通報窓口の利用のほか、当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)、従業員のコンプライアンス違反等について、監査等委員会へ直接に報告を行うことができます。

6)上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとします。また、内部通報制度運用規程において、内部通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し適切な運用を行います。

(8)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)監査等委員会の監査業務の実施に当たり必要と認める場合、監査等委員は自らの判断で、弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用することが出来る体制を整備します。

2)監査等委員から職務執行について生じた費用等の前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員の職務執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとします。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の一員である法人企業として、反社会的勢力の排除に向け、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。この方針の下、反社会的勢力と関わることはいかなる形であっても絶対にあってはならないと認識し、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わない」ことを行動指針として掲げております。具体的には、所轄の警察署を主導とする地区の企業を対象とした、新宿地区特殊暴力防止対策協議会に入会し、不当要求等の反社会的勢力の動向、対処方法について学び、反社会的勢力排除に向け、積極的に取り組んでいます。また、実際に事柄が起きた場合には、すぐに所轄の警察署へ連絡・相談を行い、警察署指導の下、対処をする体制を整備しています。

また、当社及び子会社は統一の「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、企業活動上の各取引等に際して、相手先が反社会的勢力ではない、関係を持たないことを確認するとともに、「不当要求に対する対応マニュアル」を整備し、反社会的勢力の徹底的な排除に取り組んでいます。



## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、株主様に対する受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現することを最重要課題と認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

しかしながら、不当買収等の防衛のため、安定株主の存在は必要であると考えております。この考えのもと、他の株主様の権利を毀損する権限を持ちませんが、安定株主として不当買収等の防衛リスクを回避できる、当社とその他株主様にとって最善な当社株式持株比率を維持する安定株主を確保する方針であります。

なお、買収防衛策の導入を検討する場合には、監査等委員会は取締役会の判断およびその判断に係る理由等について、その審議の状況を踏まえ慎重に検討し、意見を述べることであります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### (1)コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査等委員会設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制は最終ページに記載のとおりであります。

#### (2)適時開示体制

当社は、株主様をはじめ様々なステークホルダーの信頼と期待に応え、適切な協働を実践するためには、ステークホルダーへ法令に基づく開示およびそれ以外の会社情報を適時適切かつ主体的に行うことが必要不可欠であるとの認識のもと、会社情報の適時開示体制の構築を行っております。

具体的には、当社は、適時適切な情報開示のため適時開示マニュアルを策定し、重要情報の収集や情報開示の手続きについて当該マニュアルに基づき情報開示を行います。

また、上記手続きの周知徹底を図るため、当社、子会社及び関連会社(以下、当社グループという)の役員、部門長等に適時開示マニュアルを説明のうえ配布し、必要に応じて適宜、研修会を実施しております。

##### 1) 適時開示の担当部署

適時開示責任者を取締役管理本部長とし、金融商品取引所に情報取扱責任者として届出ております。また、適時開示実務部署を管理本部総務部とし、適時開示実務責任者を総務部長としております。

##### 2) 重要情報の収集

当社グループの役員や部門長等は、重要情報(会社の決定にかかる重要事実、会社の決定によらない事実の発生、決算に関する事項、その他投資家の投資判断に著しい影響を及ぼすものに該当する可能性のある会社情報)が発生した時は、速やかにその内容を当社総務部長に報告します。

##### 3) 情報開示の手続き

総務部長は、報告された情報について、適時開示の必要性について確認の上、開示の要否について検討し、その結果を適時開示責任者に報告します。適時開示責任者は、開示の要否を審査するとともに、適時開示事項に該当する場合は、インサイダー取引の発生等を防止するために、当社グループの役員や各関係部門長などに漏洩防止を指示したり、自社株式売買を停止等の必要な規制措置を速やかに講じます。次に、適時開示責任者は取締役会の開催を求め、取締役会の審査を経て情報開示が決定した事項について、管理本部総務部は、金融証券取引所への開示を行うとともに開示後に速やかに当社ホームページにも掲載し、あらゆるステークホルダーに対し公平かつ透明な情報開示を実施します。

なお、ステークホルダーにとっての開示情報の有用性を高めるため、開示情報は理解し易い記載に努めるとともに、開示情報の正確性を担保すべく必要に応じて外部の専門家(弁護士、会計士など)に対して内容の適法性や正確性等の確認を行っております。

